

令和 8 年度 第 1 回静岡県環境審議会温泉部会

1 開催日時 令和 8 年 7 月 9 日（木） 午後 1 時 25 分から 2 時 10 分まで

2 開催場所 県庁本館 4 階議会第 1 委員会室（静岡市葵区追手町 9－6）

3 出席者

(1) 委 員 8 人

小沼委員（部会長）、稲葉委員、佐々木委員、佐藤委員、
杉山委員、手塚委員、正木委員、益子委員

(2) 事務局 8 人

佐野生活衛生局長、丸尾衛生課長、渡邊衛生課技監
佐野衛生課長代理兼生活衛生班長、加藤主査、
賀茂保健所担当者、熱海保健所担当者、東部保健所担当者、
御殿場保健所担当者、西部保健所担当者

4 審議結果

温泉の掘削許可申請（第 1 号から第 4 号議案）及び動力装置許可申請（第 5 号から第 9 号議案）について、異議なく承認された。

5 会議録

【事務局（課長代理）】ただ今から、令和8年度第1回静岡県環境審議会温泉部会を開催いたします。

初めに、本日の会議の出席状況につきまして御報告いたします。本日は、委員10名のうち、Web参加の稲葉委員を含め、8名の委員の皆様にご出席をいただいております。審議会条例第6条第2項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを御報告いたします。

ここで、伊丹雅治委員の退任に伴い、新たに温泉部会委員になられた方を御紹介します。県議会危機管理くらし環境委員会委員長の小沼秀朗様です。

【小沼委員】よろしくお願いします。

【事務局（課長代理）】温泉部会運営規定第4条の規定により、部会長が議長となりますが、現在、前部会長の退任により空席でございますので、審議会条例第5条第3項の「部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める」の規定に基づきまして、部会長の選任を行うことといたします。

会議の簡素化のため、事務局において部会長の選任事務を進行させていただきます。それでは、委員の皆様方の中でどなたか、御推薦をお願いいたします。

【正木委員】はい。

【事務局（課長代理）】はい、正木委員。

【正木委員】河津温泉組合の正木と申します。私は、県議会危機管理くらし環境委員長でいらっしゃいます、小沼委員が適任かと思います。どうでしょう。

【事務局（課長代理）】ただ今、正木委員から「小沼委員を部会長に。」との御推薦がございましたが、委員の皆様、いかがでしょうか。

（一同拍手）

【事務局（課長代理）】小沼委員、お引き受けいただけますでしょうか。

【小沼委員】はい。承知いたしました。

【事務局（課長代理）】ありがとうございます。それでは、小沼委員に部会長を

お願いいたします。

温泉部会運営規定第4条第1項により、部会長が議長を務めることとなっておりますので、小沼部会長は議長席に御着席ください。

それでは、ただ今選任されました小沼部会長から、御挨拶をお願いいたします。

【小沼部会長】＜挨拶＞

【事務局（課長代理）】小沼部会長、ありがとうございました。

以降の議事進行につきましては、議長をお願いいたします。

なお、静岡県環境審議会温泉部会運営規定第4条にございますとおり、温泉法第32条の規定に基づき、静岡県知事から静岡県環境審議会会長へ諮問された事項について審議を行います本会議は、非公開となります。運営規定第6条に基づき、作成した議事録につきましては、揚湯量、温度等を除き公開いたしますので、御承知おき願います。

それでは小沼議長、よろしくお願いいたします。

【小沼部会長】はい。それではこれより審議に入ります。

本日の審議案件は、知事から意見を求められております、第1号から第4号議案の温泉法に基づく土地の掘削許可申請が4件、第5号から第9号議案の動力装置許可申請が5件の合計9件でございます。審議はお手元の議案書の順に進めてまいります。

それではまず、第1号議案の土地の掘削許可申請について、事務局から説明願います。

【事務局（課長）】はい。衛生課長の丸尾と申します。本日、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。では、着座で失礼します。

第1号議案の土地の掘削につきまして、御説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

申請者は、賀茂郡東伊豆町奈良本のコートヴィラ熱川管理組合法人です。

申請地は、賀茂郡東伊豆町奈良本で温泉準保護地域です。具体的には、議案書 7 ページにお指示してございますとおり、伊豆熱川駅から南西へ約 470m のところでございます。

議案書 5 ページにお戻りください。

掘削地は、自己所有地でございます。

関係法令の制限につきましては、特にございません。

申請の目的ですが、現在使用している源泉のケーシング管が破損し、修繕不能となったことにより、近接地に替え掘りを行うものでございます。

掘削の内容ですが、議案書 8 ページを御覧ください。掘削深度は 480m、最終口径は、100 mmとなります。

議案書 5 ページにお戻りください。

掘削地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200m 以内に源泉はございません。

東伊豆町からの意見につきましては、本件は、自然公園法に規定する届出手続きは不要である旨を確認しております。

また、本件につきましては、熱川温泉組合から申請内容を遵守することを条件に承認する旨、副申書の提出を受けております。

可燃性天然ガスの安全対策につきましては、温泉法施行規則第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを事務局において確認しております。

事務局といたしましては、議案書 3 ページの許可の条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

【小沼部会長】はい。ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いします。なお、Web 参加者の稲葉委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際には、マイクをオンにさせていただきたいと思います。稲葉先生、よろしいでしょうか。

はい。それでは、皆様から御意見をお願いしたいと思います。

【益子委員】 はい。いいですか。

【小沼部会長】 はい、益子委員。

【益子委員】 特に問題はないとは思いますが、ケーシング管が破損し、修繕不能となったということでございますので、この 8 ページにある掘削計画図にある、ケーシング管の外側ですね。このセメンチングはどんな風にお考えでしょうか。

と言いますのは、ケーシング管がダメになった時に、外側にセメンチングがあると、どの辺でそのケーシング管が破損したのか分かりますので、そういったことも含めて、そういう対処がなされているのかどうか、それを知りたかったのです。

【小沼部会長】 では、御答弁願います。

【事務局（賀茂保健所）】 ケーシング管の破損についてですが、そこまで把握しておりません。ケーシング管の破損のためということで、今回掘削申請がありましたので、申請を受理いたしました。

【益子委員】 セメンチングする、しないというのは、特に問題になるようなことではないのですが、やはり、セメンチングしていることによって、先程も申し上げましたが、穴が開いた時に地下水が入らないとか、いわゆる二重のセーフティーにもなってくるので、できればそういった形にさせていただいた方がよいと思いますし、大体、今、管の外側はセメンチングするのが一般的であるので、書いてないということはどういうことか。何も書いていないので、お聞きしました。

【正木委員】 益子委員、よろしいですかね。

【小沼部会長】 はい、正木委員。

【正木委員】 今の益子委員の質問について、自分の地域と言うか近隣なので、熱川地区はやはり塩分が強く、結局、ケーシングは 20 年か 25 年で腐食してし

まい、揚湯管の入替えがしづらくなり、入らない状態になってしまいます。コンクリートも考えていたようですが、抜管できなくなってしまうようで、デメリットではないですが、そういったことがしづらくなってしまうみたいです。そのようなことは、ございませんか。

【益子委員】ケーシングは、要は保護管ですから、ケーシングそのものは抜管を前提としていないはずです。一般的には、孔壁とケーシングの隙間を完全にセメントで充填しておく、水も入りにくいというところもあり、昨今のこういう井戸構造では、大体、一番上部の100mとか200mぐらいのところについては、セメンチングしていることが一般的でありますので、それをしているか、していないのかと思いました。

【正木委員】今まで、していないです。現場は少し斜面です。

【益子委員】少しやりづらい面もあるとは思いますが、案外、これはよく言われる話で、セメンチングしていないと水も入りやすい状況になってきます。できれば、長く持たせるためには、セメンチングした方が良いと思います。だから本当に、事業者の判断ひとつなのです。だからと言って、だめということではありません。

【正木委員】現場で事業者さんと少し詰めた話をしましたが、まあ、やりづらいという感じで言っておりました。

【益子委員】はい。特に問題があるということではありません。

【正木委員】お会いした時に、また、そのように指摘しておきます。

【益子委員】はい。また、その様に言っている委員がいたということで結構でございます。

【正木委員】十分に言っておきます。ありがとうございます。

【小沼部会長】ありがとうございます。ほかに御意見はございますでしょうか。

【杉山委員】すみません、よろしいですか。

【小沼部会長】はい、杉山委員。

【杉山委員】替え掘りですが、基本だから例外があっても良いと思うのですが、5 m 以内で替え掘りのような、暗黙のルールがあったかと思います。今回、距離が書いてありませんが、何か理由があるのでしょうか。

【正木委員】はい。

【小沼部会長】はい、正木委員お願いします。

【正木委員】今の杉山委員の質問で、自分も現地を見てきたのですが、今の掘削地、現在の場所から、1m50cm ぐらいのところを予定しているそうです。

【杉山委員】はい、分かりました。

【事務局（主査）】申し訳ありません。議案書の方の資料にはお示ししてありませんが、申請書としましては、既存の源泉との距離は 2.2m ということで申請が出ております。

【杉山委員】はい、分かりました。

【小沼部会長】ほかに御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。御異議のある場合は、挙手にてお知らせください。Web 参加の稲葉委員におかれましては、挙手ボタンにてお知らせください。

第 1 号議案につきまして、皆様、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

【小沼部会長】ありがとうございました。異議もございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、第 2 号議案につきまして、事務局から説明願います。

【事務局（課長）】はい、第 2 号議案の土地の掘削につきまして、御説明いたします。議案書の 11 ページをお開きください。

申請者は、袋井市国本の株式会社マックスジャパンです。

場所は、賀茂郡東伊豆町大川で、温泉準保護地域です。具体的には、議案書

13 ページにお示ししてありますとおり、伊豆北川駅から、北北西へ約 885m のところでございます。

議案書の 11 ページにお戻りください。

掘削地は、自己所有地でございます。

関係法令の制限につきましては、特にございません。

申請の目的ですが、現在使用している源泉が修繕不能となったことにより、近接地に替え掘りを行うものでございます。

掘削の内容ですが、議案書 14 ページを御覧ください。掘削深度は 670m、最終口径は 100 mm となっております。

議案書 11 ページにお戻りください。

掘削地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200m 以内に源泉はございません。

東伊豆町からの意見につきましては、特にないことを確認しております。

また、本件につきましては、熱川温泉組合から、申請内容を遵守することを条件に承認する旨、副申書の提出を受けております。

可燃性天然ガスの安全対策につきましては、温泉法施行規則第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを事務局において確認しております。

事務局といたしましては、議案書 3 ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

【小沼部会長】はい。ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いします。Web 参加の稲葉委員におかれましては、挙手ボタンを押してください。指名後、御発言の際には、マイクをオンにしてください。

それでは、御意見をお願いいたします。

【益子委員】すいません。

【小沼部会長】はい、益子委員。

【益子委員】先程の案件と同じです。セメンチングしているのか、していないのか分からないので、これもセメンチングした方が良いという案内です。はい、以上です。

【小沼部会長】ほかに御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。御異議がある場合は、挙手にてお知らせください。Web 参加の稲葉委員におかれましては、挙手ボタンにてお知らせください。

第2号議案につきまして、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

【小沼部会長】ありがとうございます。異議もございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、第3号議案について、事務局から説明願います。

【事務局（課長）】はい。第3号議案の土地の掘削について、御説明いたします。

議案書の17ページをお開きください。

申請者は、熱海市熱海のブルーシー熱海管理組合法人です。

場所は、熱海市熱海で温泉準保護地域となります。具体的には、議案書19ページにお示ししてございますとおり、来宮駅から南南東へ約1.8kmのところでございます。

議案書17ページにお戻りください。

掘削地は共同所有地であり、本件について共有者から同意を得ております。

当該申請は、現在使用している源泉の孔内ケーシング管が破損し、修繕困難になったことにより、近接地へ替え掘りを行うものでございます。

関係法令の制限につきましては、特にございませぬ。

掘削の内容ですが、議案書20ページを御覧ください。掘削深度は700m、最終口径は75mmとなります。

議案書 17 ページにお戻りください。

掘削地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200m 以内に源泉はございません。

熱海市からの意見につきましては、当該地は、用途地域としての指定は受けておりませんが、第 1 種風致地域、景観計画及び宅地造成等工事規制区域に該当し、規制を受けることを確認しております。

また、本件につきましては、熱海温泉組合から支障ない旨の意見書の提出を受けております。

可燃性天然ガスの安全対策につきましては、温泉法施行規則第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを、事務局において確認しております。

事務局といたしましては、議案書 3 ページの条件を付しまして、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

【小沼部会長】ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見を願います。Web 参加の稲葉委員におかれましては、挙手ボタンを押し、御指名後、御発言の際にはマイクをオンにしてください。

それでは、御意見を願います。

【益子委員】はい。

【小沼部会長】はい、益子委員。

【益子委員】はい。先程の 2 号議案と同じで、ケーシングの外側のセメンチングについては、個人的な見解ではございますが、特に、設計が変わるわけではございませんので、セメンチングした方が良いと思っております。

【小沼部会長】そのほか、御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ほかに御意見もないようですので、採決に移ります。

御異議がある場合は、挙手にてお知らせください。Web 参加の稲葉委員におかれましては、挙手ボタンにてお知らせください。

第3号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【小沼部会長】ありがとうございます。異議もございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、第4号議案について、事務局から説明願います。

【事務局(課長)】はい。第4号議案の土地の掘削について、御説明いたします。

議案書の23ページをお開きください。

申請者は、伊豆市小立野の伊豆市です。

申請地は、伊豆市湯ヶ島で温泉保護地域となります。具体的には、議案書25ページにお示ししてありますとおり、伊豆市天城湯ヶ島支所から、西南西へ約650mのところでございます。

議案書23ページにお戻りください。

掘削地は、伊豆市湯ヶ島財産区の所有地であり、本件について、財産区と伊豆市とで覚書を締結し、両方で合意が得られております。

当該申請は、西平地区の源泉が、いずれも土砂災害のおそれがある地域に所在していることから、災害に備え、予備泉である既存泉を土砂災害のおそれがない地域へ替え掘りし、西平地区全体として集中管理するものでございます。

関係法令の制限につきましては、当該地が富士箱根伊豆国立公園地域に該当することから、自然公園法における工作物の新築、土地の形状変更に係る事前相談中であることを確認してございます。

掘削の内容ですが、議案書26ページを御覧ください。

掘削深度は100m、最終口径は244.5mmとなります。

掘削地付近の状況ですが、議案書24ページの、付近の状況の欄のとおり、200m以内に利用源泉が2本あり、全ての源泉管理者の同意を得ていることを確認してございます。

伊豆市からの意見につきましては、自然公園法の手続き以外はないことを確認しております。

議案書 23 ページにお戻りください。

本件につきましては、静岡県温泉協会修善寺支部天城分会及び天城湯ヶ島温泉旅館組合から、それぞれ、西平温泉地区の揚湯量を増やさないこと等を条件に同意する旨の意見書の提出を受けております。

可燃性天然ガスの安全対策につきましては、温泉法施行規則第 1 条の 2 各号に掲げる基準に適合することを、事務局で確認しております。

事務局といたしましては、議案書 3 ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

【小沼部会長】ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いします。

【益子委員】はい。

【小沼部会長】はい、益子委員。

【益子委員】はい、すみません、24 ページのところの説明をお願いできますでしょうか。と言いますのは、西平泉があって、その斜め上に、西平 3 号替え掘り前とありますが、今回の替え掘りは、この西平 3 号ではないわけですね。

【事務局（主査）】そうです。西平 3 号の代わりに新しい源泉を掘ります。

【益子委員】西平泉っていうのは、あるにはあるのですね。

【事務局（主査）】ございます。

【益子委員】今回に関しては、土砂災害のおそれのない場所で掘りたいということで、先程ありました替え掘りの 5m は考慮しないで、新たなところでやるということでしょうか。

【事務局（主査）】はい、御理解のとおりで間違いございません。

【益子委員】はい、分かりました。あと、何度もケーシングの外側のセメンチン

グの話をしてしましたが、26 ページのこの図だと、しっかり溝がセメンチングされておりますので、このイメージがあったものですから、それができないかなと指摘した次第です。これは、結構丁寧な仕様になっているかと思います。

あと、これは予備泉ですから、予備泉の予備泉という形になるので、すぐにはお使いにならないでしょうか。あくまで、予備泉として掘られるということでしょうか。

【事務局（東部保健所修善寺支所）】今回の掘削がうまく行ったあかつきには、現在の西平 3 号、山側の方を潰すと言いますか、埋めて使えないようにする予定です。

【益子委員】あくまで、予備泉の替え掘りですから、新しくできるものも予備泉ですね。

【事務局（東部保健所修善寺支所）】基本スタンスはそういう話なのですが、集中管理をしている地区ですので、そのところは追々というか、伊豆市の意向もあるかと思います。

【益子委員】いずれにしても、予備泉だろうと動力申請は出してくる。

【事務局（東部保健所修善寺支所）】はい。

【益子委員】このあとのですね、動力申請で同じ場所のものが�りましたので、その辺りの兼ね合いも少し考えておかないといけないと思います。距離的には十分に離れていますから、どこかに影響ということではないと思いますが、ちょうどその掘削と、それから、動力の同意書をもらっている区域が、たぶん、重なってくるのではないかと。それで、周辺に変な事象が出てくると責任のなすりつけあいみたいな話もあったものですから、その辺りは、うまく調整してもらえれば良いかと思います。

【小沼部会長】ほかに御意見はございますでしょうか。

それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。御異議がある場合は、挙手にてお知らせください。Web 参加の稲葉委員におかれまして

は、挙手ボタンにてお知らせください。

第4号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【小沼部会長】ありがとうございました。異議もございませんので、そのように決定いたします。

続きまして、動力装置許可申請の審議に移ります。動力装置許可申請につきましては、第5号から第9号議案までの5件について、一括して審議します。

それでは、事務局から説明願います。

【事務局（課長）】はい、第5号議案から第9号議案まで、一括して、御説明いたします。

まず、第5号議案につきましては、議案書の29ページをお開きください。

申請者は、東京都新宿区西新宿の株式会社F J ネクストホールディングスです。

申請地は、議案書の32ページにお示ししておりますとおり、伊東駅から南南東へ約1.1kmのところ、温泉保護地域となります。

議案書29ページにお戻りください。

申請の目的ですが、替え掘り後の源泉へ、動力を設置するものでございます。

続きまして、申請内容でございますが、議案書33ページを御覧ください。

0.75kW の水中ポンプを、 m の深さに設置し、毎分 L を揚湯するものでございます。

申請地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200m 以内に14の源泉が所在しており、全員から同意を得られてございます。

地元の伊東温泉協会からは、異議ない旨の副申書が提出されております。

事務局といたしましても、申請どおり許可して支障ないものと考えております。

続きまして、第 6 号議案について、御説明をいたします。議案書 35 ページをお開きください。

申請者は、熱海市小嵐町の熱海ハイプラザ管理組合法人です。

申請地は、議案書の 37 ページにお示ししてございますとおり、来宮駅から南へ約 1 km のところで、温泉保護地域となります。

議案書 35 ページにお戻りください。

申請の目的ですが、替え掘り後の源泉に動力を設置するものであります。

申請内容ですが、議案書 38 ページを御覧ください。

3.7kW の水中ポンプを、申請内容の地表下 ■■■ m の深さに設置し、毎分 ■■■ L を揚湯するものというものでございます。

申請地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200m 以内に 6 箇所の利用源泉が所在しており、全員からの同意を得られてございます。

地元の熱海温泉組合からは、申請どおりで支障ない旨の同意書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続きまして、第 7 号議案について御説明いたします。議案書の 41 ページをお開きください。

申請者は、東京都千代田区大手町の株式会社サンケイビルです。

申請地は、議案書の 43 ページにお示ししてございますとおり、伊豆市天城湯ヶ島支所から、西北西へ約 750m のところで、温泉保護地域となります。源泉の所在地からは、東北東へ約 290m 離れた位置となります。

議案書 41 ページにお戻りください。

申請の目的ですが、土砂崩れにより休止していた源泉に動力を設置し直し、使用を再開し、申請者が営業する宿泊施設に温泉を供給するものでございます。

なお、今回の設置し直しに当たり、現在の動力の装置場所からは、約 470m 北東へ装置場所を移動させるものとなっております。

申請内容ですが、議案書 44 ページを御覧ください。

7.5kW のエアリフトポンプのエア管を ■■■ m の深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分 ■■■ L を揚湯するというものでございます。揚湯管の設置はございません。

申請地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200m 以内に源泉はございません。

地元の静岡県温泉協会修善寺支部天城分会からは、揚湯量を増加させないことを条件に、申請を承諾する旨の意見書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続きまして、第 8 号議案の説明をいたします。議案書の 47 ページをお開きください。

申請者は、愛知県名古屋市中村区名駅のトヨタ不動産株式会社です。

申請地は、議案書の 49 ページにお示ししてございますとおり、JR 御殿場線の足柄駅から北西へ約 6.5km のところで、一般地域となります。

議案書 47 ページにお戻りください。

申請の目的ですが、新規で土地の掘削を行った源泉に動力を設置し、申請者が計画中の宿泊施設等に温泉を供給するというものでございます。

申請内容ですが、議案書 50 ページを御覧ください。

11kW の水中ポンプを地表下 ■■■ m の深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分 ■■■ L を揚湯するというものでございます。

議案書の 47 ページに戻りまして、申請地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200m 以内に源泉はございません。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

最後に、第 9 号議案につきまして御説明をいたします。議案書の 53 ページをお開きください。

申請者は、袋井市愛野の有限会社からし種です。

申請地は、議案書の 55 ページにお示ししてございます、天竜浜名湖線遠江一宮駅から南へ約 710m のところで、一般地域となります。

議案書 53 ページにお戻りください。

申請の目的ですが、新規で土地の掘削を行った源泉に動力を設置し、申請者が経営いたします療養施設に温泉を供給するものでございます。

申請内容ですが、議案書 56 ページを御覧ください。

18.5kW の水中ポンプを地表下、 m の深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分 L を揚湯するというものでございます。

議案書 53 ページに戻りまして、申請地付近の状況ですが、付近の状況の欄のとおり、200m 以内に源泉はございません。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

説明は以上となります。御審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

【小沼部会長】ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様の御意見を願います。

【益子委員】はい。

【小沼部会長】はい、益子委員。

【益子委員】一通り申し上げたいと思いますが、まず、質問しやすいところから申し上げますと、まず第 8 号議案です。見た限り、この場所にしては良い温泉が開発出来たという思いでございます。水位の低下量もさほど大きくなく、量も L で、非常に優良な源泉で、良かったと思っております。これで申し上げたかったことは、50 ページの左側のところに「水位計センサー」と書かれております。ここは、水位計をしっかりと入れてくれているということで、これは、評価していきたいというところがまず 1 つです。だから、この第 8 号議案については、問題はないということで認識しております。

それと同じような形で申し上げますと、第 5 号議案、第 6 号議案について

は、水位センサーの記載がありませんので、できれば水位センサーを入れていただきたいと思っております。

あと、第5号議案の33ページを見ますと、通常のケーシング管の中に、ポンプを取り巻くような形で細いパイプが入っております。これは多分、ストロー管に近いようなイメージで入れていると思われませんが、そこまでやる必要があるのかないのかは、私にはよく分かりません。これは、特に、そのポンプを邪魔しているということではないので、あまり支障は起きないと思います。

ただ、この状態ですと、水位計を入れるのがかなり厳しいかもしれませんので、少しその辺は、業者の方に照会していただいて、できれば水位計を入れていただきたいと思います。

第6号議案も水位計の記載がないので、是非、入れていただきたいです。

あと、第7号議案の43ページにある図ですが、これは、申請地と書いてあるのが動力の場所よろしいですか。

【事務局（主査）】そうです。動力を設置する場所です。

【益子委員】その動力を設置する場所から、北東に約470m離れたところが、新しく設置する場所で、これは、あくまで動力を設置する場所だけということでしょうか。

【事務局（主査）】そうです。

【益子委員】源泉は、この西側にある源泉所在地の方でよろしいでしょうか。

【事務局】はい、お示ししている290m西側の源泉所在地から、温泉を引っ張ります。

【益子委員】申し訳ないが、動力設置はあくまで源泉に対するものなので、設置する場所がどうこうではなく、その様であれば、42ページの図に円が入っていますが、これは動力設置場所からの円なので、本来でしたら、源泉の所在地から200mの図でないとおかしいと思われるので、その辺を御指摘させていただきます。

それで、少し不思議なところがありまして、昔の源泉でエアリフトを復活したいということですが、ケーシングもかなり細く、その中にエア管を入れ、測定水位が書かれているのですが、どうやって測ったのかが疑問です。一般的に、私どもでよくあるのは、エアコンプレッサーの圧力を水位に換算して考えるのですが、そのような形でしょうか。かなり粗い水位の測定値ですので、多分そうではないかと思われます。

【事務局（東部保健所修善寺支所）】すみません。水位の計測方法までは確認しておりません。

【益子委員】たぶん装置圧の変化で、算出ということだと思います。これはもう、エアリフトで、中に水位計を入れる余地がございませんので、水位計の設置は無理だと思います。

それで、最後に第9号議案です。これは、正直かなり苦しい源泉です。これは温度だけの話ですが、水位がかなり下がって、ストロー管も入って、ようやく■■■℃出ているということで、いわゆる温泉の要件をどうにか満たしております。泉質は何ですか。

【事務局（西部保健所）】今回の泉質ですが、アルカリ性単純温泉になります。

【益子委員】なぜ、そう申し上げたかと言うと、これは、相当、ストロー管がかなり長く入っているようで、ポンプの周りをハウジングしてぶらさげており、結構、大きな加重が掛かっていると思われます。それで、例えば、スケールが付しやすい源泉ですと、ストロー管がものすごく重くなって、色々なトラブルが起きる可能性があります。これは、実は私が、別のところで経験しているので、少しそこを気にして申し上げました。

いずれにしても、これは、■■■℃、どうやってクリアしているかという、どうなのでしょう。最初の分析で温泉になっているから問題ないのですが、10年更新の時にどうなっているのか少し気にはなります。

特に、どれも異論があるわけではないので、以上です。

【小沼部会長】ほかに御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。御異議がある場合は、挙手にてお知らせください。

事務局から説明があった第 5 号から第 9 号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめることとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

【小沼部会長】ありがとうございました。異議もございませんので、そのように決定いたします。

それでは、以上をもちまして、諮問事項の審議は全て、終了しました。御協力ありがとうございました。

県におきましては、本日、各委員から出された御意見を、今後の温泉行政に反映していただきますようお願いいたします。

以降の進行については、事務局にお返しいたします。

【事務局（課長代理）】ありがとうございました。それでは、最後に、生活衛生局長の佐野から、御挨拶を申し上げます。

【局長】＜挨拶＞

【事務局（課長代理）】ありがとうございました。以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回静岡県環境審議会温泉部会を閉会いたします。本日は、ありがとうございました。